

つくばみらい市告示第92号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和7年5月29日

つくばみらい市長 小田川 浩



刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

(つくばみらい市建設工事請負業者指名停止等措置要綱)

第1条 つくばみらい市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成18年つくばみらい市告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(つくばみらい市社会福祉法人等による利用者負担軽減対象確認証交付要綱の一部改正)

第2条 つくばみらい市社会福祉法人等による利用者負担軽減対象確認証交付要綱（平成18年つくばみらい市告示第69号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくばみらい市訪問介護利用者負担助成事業実施要綱の一部改正)

第3条 つくばみらい市訪問介護利用者負担助成事業実施要綱（平成18年つくばみらい市告示第119号）の一部を次のように改正する。

様式第3号裏面中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくばみらい市電気用品安全法事務処理要領の一部改正)

第4条 つくばみらい市電気用品安全法事務処理要領（平成24年つくばみらい市告示第125号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくばみらい市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正)

第5条 つくばみらい市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和7年つくばみらい市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号ア中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この告示の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この告示の施行後にした行為に対して、他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例に

よることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(表)

(裏)

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)									
交付年月日					年	月	日		
確認番号									
受給者	住所								
	フリガナ								
	氏名								
	生年月日	年	月	日	性別	男・女			
介護保険被保険者番号									
適用年月日		年	月	日から					
有効期限		年	月	日まで					
減額割合		/100							
発行機関名 及び印									

証の大きさ：縦128ミリ 横91ミリ

注意事項

- 1 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前にこの確認証を事業者に提出してください。
※対象となるサービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設の各サービス）
- 2 この確認証は、都道府県に申出のあった事業者のみ有効です。
- 3 前記のサービスを利用した場合、本人負担分から前面に記載される軽減率により減額されます。
- 4 被保険者の資格がなくなったり、減額の認定要件に該当しなくなったり、又は減額の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なくこの証を市に返還してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 5 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて、市にその旨を届け出てください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑処分を受けます。

様式第3号(第5条関係)

(表)

訪問介護利用者負担額減額認定証 (介護保険法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担軽減措置)				
交付年月日 年 月 日				
負担者番号				
受給者番号				
受 給 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	性 別	
介護保険被保険者番号				
適 用 年 月 日		年 月 日から		
有 効 期 限		年 月 日まで		
減 額 内 容 (給 付 率)				
発 行 機 関 名 及 び 印				

○ 証の大きさ

縦 128ミリ

横 91ミリ

(裏)

注意事項

- 1 訪問介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者提出してください。
- 2 訪問介護のサービスを受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。
(訪問介護のサービスの利用者負担額は3%になります。)
- 3 被保険者の資格がなくなったとき、減額の認定の件に該当しなくなったとき、減額の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証をつくばみらい市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 4 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、つくばみらい市にその旨を届出してください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

立入検査結果通知書

年 月 日

様

つくばみらい市

立入検査員 職・氏名

立入検査員 職・氏名

本日、貴社（店）におかれましては、電気用品安全法第27条第1項の規定に違反して販売又は販売目的で陳列している電気用品（法第10条に規定する表示に係る不適合電気用品）が次のとおり認められたので、直ちに当該電気用品の販売を停止し、今後このような電気用品の販売又は販売の目的での陳列を行わないように十分に注意すること。

また、当該電気用品の処分の方法（在庫品も含む）、電気用品安全法遵守に係る社内等の改善措置等について速やかに改善報告書により報告されたい。

なお、当該電気用品を販売又は販売の目的で陳列した場合、電気用品安全法第57条により1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられることがあるので念のため申し添える。

違反電気用品名	商品名	製造・輸入元	型式・定格	数量	違反内容
					・ 無表示 ・ 表示内容違反 ・ 偽造表示 ・ その他